

3. し尿の処理

(1) し尿処理の概要

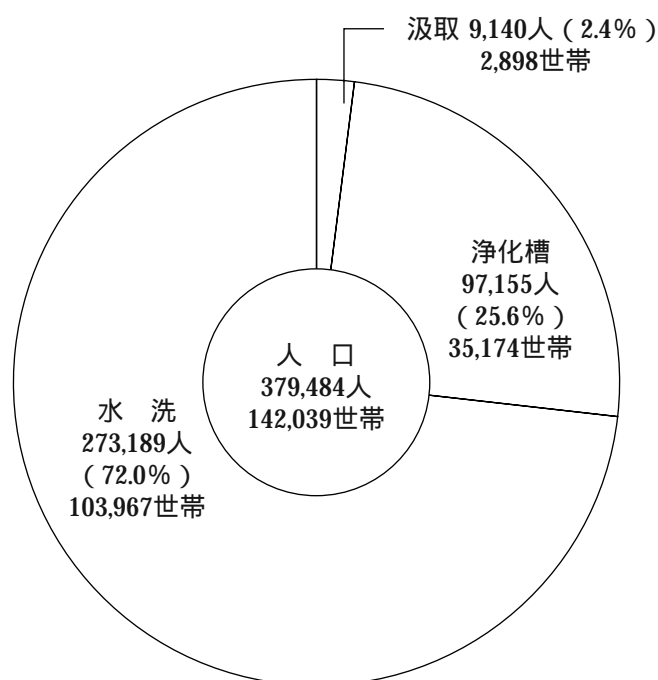
し尿の収集は、家庭などから排出されるし尿のうち、水洗便所、浄化槽便所を除いた汲み取り便所のし尿を全市域を対象に直営、許可業者により行っている。そもそも、し尿収集は昭和20年代市街地周辺の農家が自由収集したのが始まりで、当時はほとんど農地還元を行っていた。昭和27年度から業者の収集が開始され、昭和32年度から始めた直営収集と併せて軌道にのった。また昭和37年度には、し尿許可業者10社で「豊橋清掃事業協同組合」を結成し、翌年度から浄化槽汚泥の抜き取りも許可し収集するようになった。

し尿処理の現状は、人口の約72%が公共下水道等による水洗、約26%が浄化槽、残り約2%が汲み取りによるものである。し尿収集の市直営分は、旧特別清掃地域内で全体の約2.8%を収集するにとどまり、その他は許可業者（清掃事業協同組合員）9社で収集している。

また、浄化槽汚泥は、浄化槽汚泥収集運搬許可業者（一般廃棄物許可業者）9社が収集運搬し、し尿同様本市処理施設へ搬入している。

搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は本市し尿処理施設により処分している。

(2) し尿処理形態別人口比率（18.3.31日現在）



(3) し尿、浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：k 棲)

年度	生 尿			浄化槽汚泥	合 計
	直 営 収 集	許 可 業 者	計		
61	1,154	24,515	25,669	31,318	56,987
62	985	24,225	25,210	33,849	59,059
63	856	23,805	24,661	34,970	59,631
元	760	21,781	22,541	37,318	59,859
2	656	19,796	20,452	40,359	60,811
3	604	18,533	19,137	41,295	60,432
4	489	16,428	16,917	42,007	58,924
5	440	15,137	15,577	43,046	58,623
6	350	13,985	14,335	44,581	58,916
7	309	12,541	12,850	44,930	57,780
8	271	11,623	11,894	44,553	56,447
9	285	10,295	10,580	44,180	54,760
10	256	8,037	8,293	45,632	53,925
11	229	7,809	8,038	45,044	53,082
12	217	7,572	7,789	44,784	52,573
13	195	6,768	6,963	44,749	51,712
14	165	5,388	5,553	44,695	50,248
15	168	5,091	5,259	44,936	50,195
16	145	4,852	4,997	44,575	49,572
17	113	4,326	4,439	45,180	49,619

(4) し尿処理人口、世帯の推移

(各年度3月31日現在)

区 分		12 年 度		13 年 度		14 年 度	
		世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口
汲み取り	直 営	201	674	185	591	169	508
	許 可 業 者	4,859	15,551	4,343	13,898	3,457	11,064
	小 計	5,060	16,225	4,528	14,489	3,626	11,572
浄 化 槽		40,001	112,776	39,696	110,216	36,681	105,127
下 水 道	公 共 下 水 道	82,263	227,430	84,814	231,765	90,069	239,842
	地 域 下 水 道	2,578	9,360	2,791	10,457	3,220	11,673
	農 業 集 落 排 水	1,148	4,440	1,202	4,626	1,241	4,687
	小 計	85,989	241,230	88,807	246,848	94,530	256,202
合 計		131,050	370,231	133,031	371,553	134,837	372,901

区 分		15 年 度		16 年 度		17 年 度	
		世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口
汲み取り	直 営	156	424	138	341	122	256
	許 可 業 者	3,265	10,455	3,098	9,880	2,776	8,884
	小 計	3,421	10,879	3,236	10,221	2,898	9,140
浄 化 槽		35,618	100,771	35,138	98,422	35,174	97,155
下 水 道	公 共 下 水 道	93,619	246,749	96,555	251,771	98,377	253,814
	地 域 下 水 道	3,413	12,213	3,607	12,700	3,927	13,470
	農 業 集 落 排 水	1,278	4,748	1,284	4,725	1,663	5,905
	小 計	98,310	263,710	101,446	269,196	103,967	273,189
合 計		137,349	375,360	139,820	377,839	142,039	379,484

地域下水道とは、コミプラと特環を合わせた本市独自の名称

(5) 浄化槽設置整備事業

ア. 補助制度の概要

公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を保全する必要から、従来より、公共下水道の普及促進、農業集落排水処理施設の整備等が各機関により進められているが、これらの整備の予定がない地域における生活排水対策の一つとして、生活雑排水をし尿と併せて効率的に処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を昭和 63 年度より実施している。平成 18 年度から新築の場合住居用途等に限定した補助制度に変更するとともに、新たに浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費に対して助成することとした。

補助対象となる浄化槽

- ・ 処理対象人員 50 人以下の浄化槽（合併処理）
- ・ 浄化槽法第 4 条第 1 項の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率 90%以上、かつ放流水の BOD が 20mg / 棲以下の機能を有すること。
- ・ 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽（合併処理）にあっては同指針に適合するもの。
- ・ 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録してあるもの。

補助金の交付を受けることのできる者

次の建築物に合併処理浄化槽を設置しようとする者

新築

- 専用住宅（借家を除く。）
- 併用住宅
- 集合住宅（建築主が自ら居住する住宅）
- 公民館・地域集会所
- 排水の状況が ~ の建築主の排水に類似すると市長が認める建築物
- 補助額については、居住面積相当人槽分 建築主居住面積相当人槽分

改造（設置届けを伴う改造）

- 専用住宅（借家を除く。）
- 併用住宅（延べ床面積 1/2 以上を居住の用に供する建築物）
- 集合住宅
- 公民館・地域集会所
- 飲食店
- 排水の状況が ~ の建築主の排水に類似すると市長が認める建築物
- 改造は単独処理浄化槽からの転換。汲み取りからの転換は除く。

補助対象地域

豊橋市域のうち、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道の認可区域以外の地域で、次に定める区域を除く区域とする。

- ・ 豊橋市地域下水道条例（平成 11 年 3 月 31 日条例第 28 号）で定める地域下水道処理区域
- ・ その他市長が指定する区域

補助金額

平成 18 年度における補助金の額は、下記のとおりとする。

処理対象人員（人）	限度額（円）
5	354,000
6 ~ 7	411,000
8 ~ 10	519,000
11 ~ 20	981,000
21 ~ 30	1,668,000
31 ~ 50	2,238,000

区 分	限度額（円）
浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の撤去	90,000

ただし、増改築などにより確認申請を伴うときは、浄化槽の人槽算定に変更が生じない場合に限る。

イ. 設置状況

平成17年度は、429基に対して補助を行い、その概要は次のとおりであった。

- ・人槽別の設置状況では5から10人槽までが91%を占め、中でも5人槽が202基(47%)で最も多く設置された。
- ・設置場所の放流先は梅田川流域が183基で全体のおよそ半分の43%を占めていた。
- ・建築物の用途別では専用住宅(共同住宅を含む。)が97%を占めていた。
- ・設置場所の区域別では、市街化調整区域が82%を占めていた。
- ・建築物の新築又は改造別では新築における設置が94%を占めていた。

人槽別設置基数

人槽	5	6	7	8	10	11～20	21～30	31～50	計
基数	202基	0基	162基	2基	24基	17基	12基	10基	429基
割合	47%	0%	38%	1%	5%	4%	3%	2%	100%

流域別設置基数

河川名	梅田川	豊川			柳生川	紙田川	その他の河川	計
			うち神田川	うち豊川放水路				
基数	183基	60基	8基	9基	103基	0基	83基	429基
割合	43%	14%			24%	0%	19%	100%

建築物の用途別設置基数

用途	専用住宅	併用住宅	その他	計
基数	416基	10基	3基	429基
割合	97%	2%	1%	100%

区域別設置基数

用途	市街化区域	市街化調整区域	計
基数	76基	353基	429基
割合	18%	82%	100%

新築・改造別設置基数

用途	新築(建築確認申請によるもの)	改造(浄化槽設置届出によるもの)	計
基数	403基	26基	429基
割合	94%	6%	100%

(6) 公衆便所清掃

生活環境の保全と公衆衛生向上の一環として公衆便所を嘱託員4名により毎日巡回清掃。

平成18年度より管理担当課にて、公衆便所を清掃している。

年度別清掃状況

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下水道	173	182	191	199	213	213	213	221	227	228
浄化槽	42	42	33	32	36	38	39	39	34	35
汲 取	19	21	21	20	19	22	21	18	16	15
合 計	234	245	245	251	268	273	273	278	277	278

清掃回数（平成17年度）

清掃回数	箇所数
毎 日	24
週 3 回	36
週 2 回	103
週 1 回	115
随 時	0
計	278

管理担当課（平成17年度）

区 分	下水道	浄化槽	汲 取	計
公園緑地課	220	25	0	245
商業観光課	1	6	14	21
スポーツ課	3	1	0	4
自然史博物館	0	0	1	1
農地整備課	1	2	0	3
河川課	0	1	0	1
住宅課	3	0	0	3
計	228	35	15	278

(7) し尿料金値上げ抑制交付金

し尿処理業者に対してし尿汲み取り料金の値上げを抑制する措置としてし尿汲み取り量 18 棲当り 10 円を事業助成のため交付するもの。

年度別推移

区分 / 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
許 可 業 者 し 尿 収 集 量	7,572,070 ^棲	6,767,499 ^棲	5,387,644 ^棲	5,091,063 ^棲	4,852,335 ^棲	4,325,877 ^棲
抑 制 交 付 金	4,206,510 ^円	3,759,550 ^円	2,993,020 ^円	2,828,280 ^円	2,695,650 ^円	2,403,180 ^円
特 別 交 付 金	1,261,953 ^円	5,263,370 ^円	^円	^円	^円	^円
交 付 金 (計)	5,468,463 ^円	9,022,920 ^円	2,993,020 ^円	2,828,280 ^円	2,695,650 ^円	2,403,180 ^円

し尿料金値上げ抑制交付金 10 円 / 18 棲

 特別交付金 3 円 / 18 棲 (H 1 . 4 ~ H 4 . 4、H 9 . 4 ~ H13 . 3)

 " (3 円 + 11 円) / 18 棲 (H13 . 4 ~ H14 . 3)

(8) 生活保護世帯し尿処理手数料減免

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 32 条第 1 号 (手数料及び費用の減免) により生活保護世帯のし尿処理手数料を全額免除するもの。

年度別推移

区 分 / 年 度		12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
免 除 世 帯 数 () は件数	直 営	4 (22)	2 (25)	2 (27)	2 (22)	1 (8)	1 (13)
	許 可 業 者	26 (44)	28 (63)	27 (47)	29 (47)	24 (30)	21 (31)
	計	30 (66)	30 (88)	29 (74)	31 (69)	25 (38)	22 (44)
処 理 量 (棲)	直 営	1,350	881	684	1,044	396	2,052
	許 可 業 者	12,564	17,838	14,832	15,948	12,402	9,522
	計	13,914	18,719	15,516	16,992	12,798	11,574
減 免 金 額 (円)	直 営	13,500	8,810	7,980	12,180	4,620	23,940
	許 可 業 者	125,640	178,380	170,550	186,060	144,690	111,090
	計	139,140	187,190	178,530	198,240	149,310	135,030

(参考) し尿収集手数料 元年度 ~ 4 年度 4 月 130 円 / 18 棲

4 年度 5 月 ~ 8 年度 4 月まで 150 円 / 18 棲

8 年度 5 月 ~ 14 年度 4 月まで 180 円 / 18 棲

14 年度 5 月 ~ 210 円 / 18 棲

